

青森県報

第二千八百九十五号

平成二十年
二月十五日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

広域連合の規約の変更……………	(市 振 興 町 課 村 ……)	一
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………	(水産振興課 ……)	一
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生……………	(同 ……)	一
土地収用法による事業の認定……………	(監 理 課 ……)	二
建設業者の許可の取消し……………	(東青地 局 ……)	四
収用委員会……………		
公示送達……………	(監 理 課 ……)	四
右 同……………	(同 ……)	五
右 同……………	(同 ……)	五

告 示

青森県告示第百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合の規約の変更を平成二十年二月四日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

平成二十年二月十五日

青森県告示第百四十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
むつ市大畑町二枚橋五三	大畑町区域	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町二枚橋一〇	濱田 照男 濱田 龍太郎	小型定置漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町大畑道三の二	杉本 賢一	底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町二枚橋二四	杉本 勲	底建網漁業であつて、甲の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川八四	松本 正市	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
むつ市大畑町正津川七四の二	古村 光春	底建網漁業であつて、乙の地区の者が行う漁業
下北郡風間浦村大字下風呂字街道添一四の二	佐賀惣太郎	小型定置漁業
下北郡風間浦村大字下風呂字下風呂一〇の一	丸山 信夫	小型定置漁業

青森県告示第百五十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第

四項の規定により公示する。

平成二十年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森市港町三丁目一の一四	工藤 光正	青森市第三加入区
青森市合浦二丁目四の三	近藤 善保	
青森市八重田二丁目四の八	斉藤 貞一	青森市第四加入区
青森市造道一丁目五の八	山崎 忠幸	
青森市大字野内字菊川二六三	横内 憲悟	青森市第六加入区
青森市大字野内字菊川二二三	若木禮次郎	
青森市大字久栗坂字山辺一四七の一	川村 春光	青森市第七加入区
青森市大字久栗坂字浜田一〇三六の一	堤 徳治	

青森県告示第百六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称
青森市
- 二 事業の種類
文化観光交流施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森市安方一丁目及び柳川一丁目地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

本事業は、ねぶたホールに常設ねぶた五台とねぶた期間中は制作中のねぶた一台を設置するほか、交流学習室、交流ホール、交流広場、情報コーナー、ねぶた歴史展示コーナー、西の広場を提供し、市民のねぶたに関わる活動を支援することとねぶたの保存及び伝承を図るものであり、法第三十二条「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者である青森市は、本事業を「青森駅周辺整備基本計画（平成十八年七月三十一日策定）」の二大プロジェクトのひとつである文化観光交流施設整備の具体策として「ねぶたの保存及び伝承の施策に関する計画」と位置付け、かつ、財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

毎年八月二日から七日まで中心市街地で行われるねぶたは、県内最大の観光資源となっており、国内はもとより世界各地から三百三十万人を超える観光客を迎え、勇壮盛大に開催されている。このねぶたは、昭和五十五年に「青森のねぶた」として国の重要無形民俗文化財の指定を受けている。青森市は、このねぶたを重要な文化財として、また、青森市に暮らす喜びを表す祭りとして、その保存及び伝承を適切に行うことを求められている。

しかし、青森市において、ねぶたの保存及び伝承に関する専用施設は未整備の状況にあり、また、ねぶたは市民のかけがえのない財産であるにもかかわらず、都市化の進行とともに地域の交流が希薄となり、市民の手から離れ企業のためのものへと変質してきている。さらには、ねぶた制作者である「ねぶた師」を育てる環境や祭に欠かせない「囃子」の練習をする環境が、場所や音響の問題により

不足し、後継者の育成ができない状況にある。加えて、ねぶたを展示する施設は本市郊外にはあるものの、常時、ねぶたを通じて観光客と市民・ねぶた関係者とが交流できる場がなく、ねぶた期間以外にねぶたを目的とする観光客は少ない状況にある。

そこで、このような状況に対処するため「青森駅周辺整備基本計画（平成十八年七月三十一日策定）」の「二大プロジェクトのひとつである文化観光交流施設整備の具体策として、「ねぶたの保存及び伝承の施策に関する計画」を位置づけている。

本事業は、同計画に基づき施設を整備するもので、ねぶたホールに常設ねぶた五台とねぶた期間中は制作中のねぶた一台を設置するほか、交流学習室、交流ホール、交流広場、情報コーナー、ねぶた歴史展示コーナー、西の広場等を提供し、ねぶたに関わる活動を支援することでねぶたの保存及び伝承を図るものである。

本事業が完成すれば、ねぶた制作を含む数々のねぶたを見る環境や囃子の練習をする環境を確保することができ、ねぶた師、囃子の後継者の育成が図られる。

また、市民はねぶたを通じて歴史、民俗、芸能、芸術、工芸等の世界に触れることで地域の文化の交流を誘発し、多様な活動を行うことでねぶたを市民の手に取り戻すことができる。さらに、ねぶたホール、交流ホール等を設けることで観光客と市民・ねぶた関係者が交流する機会も増え、ねぶた期間以外での観光客の増加につながる。ことから本事業により得られる利益は存すると認められる。

一方、本事業は、「環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）」及び「青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）」に定める対象事業に該当しないが、本事業の施行により環境に与える影響として、周辺地域に対する工事施工中の騒音・振動、供用後の騒音・日照・施設利用者の車両による交通の影響が考えられる。工事施工中の騒音・振動については、低騒音型・排出ガス対策型の重機を使用することとし、供用後については、施設駐車場利用者に対してアイドリングストップについての理解と協力を求める対策を講じるなど、本事業の適正な管理運営に努めることとしている。また、日照に関しては、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の基準を満たしていることが確認されている。さらに、本施設の利用に伴う交通の影響については、本事業の北側は青森湾であり北側へのアクセスは少ないこと、また、建物敷地の南側にある南北に延びる道路と西側の市道は拡幅することから、交通渋滞が生じる可能性は低いものと考えられる。

また、周辺の自然環境への影響については、任意に専門家立会のもとに現地調査を実施しており、本事業が動物に与える影響はほとんどないと考えられるとの回答を得ている。

さらに、史跡・文化財への影響については、文化財保護法昭和二十五年法律第二百十四号による埋蔵文化財包蔵地の存否について、青森市教育委員会に確認をしたところ、同委員会から本事業地内には埋蔵文化財包蔵地が存しないとの回答を得ている。

なお、現在、本事業敷地はジェイアールバス東北株式会社土地収用法第三条第九号に該当する「道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業」の用に供しているが、事業を休止することのない移転工法としているので路線バスの利用者への公共の利益は失われない。

起業地の選定にあたっては、本事業が青森市民、ねぶた関係者、観光客が交流することを通じて、ねぶたの保存及び伝承を目的とするものであるため、次の条件を満たす候補地二箇所を選定して比較検討したものである。

- ア ウォーターフロント地区に近接していること。
- イ 事業に必要な充分な土地の確保ができること。
- ウ 事業費が安価であること。
- エ ねぶたの運行に便利であること。

第一案（青森市安方一丁目及び柳川一丁目地内）は、青函連絡船メモリアルシップ「八甲田丸」、青森県観光物産館「アスパム」、ラッセランド、多くの大型客船が寄港している「新中央埠頭」等、観光の交流拠点となっている港（ウォーターフロント地区）が近接している。また、画地が広く事業に必要な充分な土地を確保できる。さらに、用地費及び補償費が低額であり事業費全体が安価である。加えて、ラッセランドで制作されるねぶたとの合流が容易であり、ねぶたの運行に便利である。

第二案（青森市安方一丁目地内）は、第一案同様にウォーターフロント地区に近接している。しかし、敷地が道路で二区画に分断されるため、建物敷地と駐車場敷地の連携ができなくなり、交通安全上、課題が残る。また、用地内に商店、住宅、共同住宅、ホテルなど支障物件が多く所在し、第一案と比べると用地費及び補償費が高額となり、事業費全体が高価となる。ねぶたの運行については、第一案同様に便利である。

よって、本件申請案である第一案は、第二案よりも総合的に優れているものと

認められる。

以上のことから、本事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較考量した結果、本事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

起業者である青森市は、ねぶたの保存と伝承を適切に行うことが求められており、本事業の施行により得られる社会的、経済的效果は出来る限り早期に発現される必要がある。また、本事業にかかる起業地の範囲は文化観光交流施設の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、起業地の収用の範囲は、一時的利用に供されるものは存在せず、使用の手段は馴染まないため、収用の手段を講ずることも合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青森市役所政策推進課

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工藤建材
- 二 氏名 工藤 一彦
- 三 主たる営業所の所在地 青森市西滝二丁目一五の一七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一〇〇三四五号

五 取消年月日 平成二十年一月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、鋼構造物、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年九月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

収 用 委 員 会

公 示 送 達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年二月十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十年一月十八日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成二十年二月二十九日をもって送達があったものとみなされます。

別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所	備考
(亡)佐々木一市の 法定相続人	住所不明	
剣吉清	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成15年2月13日職 権消除） 愛知県豊田郡木曾川町大字黒田字東町南107番地	
梓愛子	住所不明 ただし、住民票除票の住所（平成13年12月26日職 権消除） 静岡県伊東市湯川452番地の116	

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年二月十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十年一月十八日付け裁決書（三件）
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成二十年二月二十九日をもって送達があったものとみなされま
す。

別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所	備考
小田範光	住所不明 住民票除票の住所（平成8年12月17日職 権消除） 青森県十和田市大字豊ヶ岡字豊ヶ岡230番地1	
大南秀夫	住所不明 住民票の住所 青森県八戸市諏訪一丁目14番2号 成瀬フアベート 3号	

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により裁決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十年二月十五日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 送達すべき裁決書の名称
平成二十年一月十八日付け裁決書
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の裁決書は、青森県県土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の裁決書は、平成二十年二月二十九日をもって送達があったものとみなされま
す。

別表 送達を受けるべき者

氏 名	住 所	備考
伊勢田智彦	住所不明 (昭和63年11月4日職権消除) ただし、戸籍の附票の住所 東京都北区滝野川6丁目78番2号 第百荘	
伊勢田隆一	住所不明 ただし、住民票の住所 千葉県木更津市桜井新町2丁目7番地4 いずみ ハイソ12号	
花部 強	住所不明 (平成16年10月28日実態調査により職権 消除) ただし、住民票の除票の住所 神奈川県大和市つきみ野四丁目3番地の6 つき み野コーポ1-A号	
花部英義	住所不明 ただし、住民票の住所 青森県下北郡東通村大字白糠字浜通84番地	

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭